

大阪労働局が実態調査！

8月3日より、大阪仕業検査車両所の仕業検査業務についての伝達、連絡ルートの変更が行われました。しかし7月1日に、仕業検査体制の見直しがあったばかりで、なぜまた変更になるのかの問いには、会社はまったく答えていません。

この間、私たちが、現場のJ R社員からS E K社員への直接の作業指示や伝達が「職業安定法違反」＝「偽装請負」なると問題にしてきました。そして、7月17日には大阪労働局が現場の実態を調査する事態となりました。このことが8月3日からの伝達、連絡ルートの変更になったことは言うまでもありません。しかし、会社はこの事実を否定し、認めようとはしません。

偽装請負を助長する当直指示！

8月3日からの仕業検査では、客室の検査・修繕業務はS E Kが行うことになっています。そのため、乗継通告券や作業指示は、J RのA担当者からS E Kの責任者に修繕依頼し、その作業をS E Kの責任者がS E Kの作業者に作業指示することになりました。

しかし、そのルール（法律）を無視して、検修当直が仕業検査の対象編成の修繕作業を申告班に作業指示するということが起こりました。仕業検査の対象編成の客室検査・修繕はS E Kに請負させた作業です。S E Kは、この契約に基づいた作業を履行する責任があり、その作業をしないことは、契約の不履行に当たります。今回、検修当直は、その作業をS E Kに依頼することなく、直接、申告班に作業指示したのです。これは、新たな手口での偽装請け合いではないでしょうか？このことについても、大阪労働局に見解を求め行きます。

10月にS E Kとの契約更新か？

8月3日からの伝達、連絡ルートの変更の説明会で、米沢検修科長は「荷物の積み下ろしは10月からJ Rでやってもらいます。S E Kとそういう契約になります。」とっていました。J RがS E Kとどのような請負契約を結んでいるのか現場の社員は知りません。ここに最大の混乱の元があるのです。現場にもどんな請負契約をしているのか、会社は明らかにすべきです。

作業の契約内容を開示することを明言！

このような説明会での多くの社員の疑問や要望に答えて、米沢検修科長は、S E Kへの作業の契約内容を一覧表にして開示することを約束しました。

今後も問題が発生すると思います。J R 東海労は会社への「申し入れ」や関係省庁への問い合わせを通じて、より良い職場にするため頑張っています。